

鹿屋市古江コミュニティ消防センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長

鈴 原 拓 男

鹿屋市条例第 4 号

令和 8 年 3 月 19 日 議 決

議案第15号

鹿屋市古江コミュニティ消防センター条例の廃止について

鹿屋市古江コミュニティ消防センター条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和8年2月18日提出

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市古江コミュニティ消防センター条例を廃止する条例

鹿屋市古江コミュニティ消防センター条例（平成18年鹿屋市条例第184号）は、
廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、廃止前の鹿屋市古江コミュニティ消防センター条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

（提案理由）

鹿屋市古江コミュニティ消防センターを譲渡するため、当該条例を廃止したいので、本案を提出するものである。